

# すぎなみの監査

～平成26年度 監査実施結果の概要～

平成27年5月

杉並区監査委員

# 目 次

## I 平成26年度 監査の概要

1 基本方針	1
2 実施状況	1
3 改善状況等の把握	2

## II 各種監査について

### 1 定期監査

1 実施期間	3
2 重点事項	3
3 方法	3
4 対象	3
5 結果	4

### 2 工事監査

1 実施期間	11
2 方法	11
3 対象	11
4 結果	12

### 3 財政援助団体等監査

1 実施期間	13
2 方法	13
3 対象	13
4 結果	13

### 4 行政監査

1 テーマ選定の趣旨	18
2 実施期間	18
3 対象とした随意契約の範囲、監査の方法	18
4 方法	18
5 結果	19

### 5 住民監査請求による監査

平成26年度 杉並区監査方針	25
平成26年度監査に関与した監査委員	28

# I 平成26年度 監査の概要

## 1 基本方針

平成26年度の監査は、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に、実施することとしました。（別紙：「平成26年度杉並区監査方針」）

- （1）事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- （2）指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- （3）区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等は、速やかに区民に公表する。

## 2 実施状況

監査等の実施状況は以下のとおりです。

### 1 定期監査（地方自治法（以下「自治法」という。）第199条第1項及び第4項）

区において執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施しました。

- 対象：庁内各課及び庁外65施設
- 結果：指摘事項が4項目4件、注意事項が17項目35件、意見・要望事項が4項目4件ありました。

### 2 工事監査（自治法第199条第1項及び第5項）

随時監査として、区において執行された工事を対象に、計画・施工等の技術的な面と経済性・効率性などの財務的な面等を監査しました。

- 対象：建築工事2件、土木工事1件
- 結果：全体として適正であると認められましたが、意見・要望事項が1項目1件ありました。

### 3 財政援助団体等監査（自治法第199条第7項）

区が補助金等を交付した団体、出資している団体、区立施設の指定管理者を対象に、補助金の使途、事業運営状況等を監査しました。

- 対象：補助金等交付団体53団体、出資団体3団体、指定管理者5団体
- 結果：指摘事項が1項目1件、注意事項が4項目4件、意見・要望事項が1項目1件ありました。

### 4 行政監査（自治法第199条第2項）

区の事務事業の中から、テーマを選定して監査しました。

- テーマ：随意契約について
- 結果：区における随意契約の締結及び運用について、改善の余地が認められる8項目に関して意見・要望を述べました。

### 5 住民監査請求による監査（自治法第242条）

区長等の執行機関による公金の支出等が違法又は不当であるとして提出された住民監査請求について監査しました。

- 請求：8件
- 結果：請求人の主張に理由がないので棄却したものが4件、住民監査請求の要件を欠くため却下したものが4件ありました。

### 6 決算等審査（自治法第233条第2項及び第241条第5項）

区長から付託された一般会計及び特別会計に係る決算並びに基金の運用状況について、審査しました。

- 対象：決算5件、基金3件
- 結果：計数に誤りはなく、予算執行、財産管理及び運用基金の管理は全体として適正であると認められました。決算審査意見書には、決算審査の結果を概括した総合的判断及び今後の区政運営について6項目の意見・要望を付しました。

### 7 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

区長から付託された健全化判断比率等について、審査しました。

- 対象：健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式
- 結果：適正に算定され、計数に誤りはなく、財政が健全であることが認められました。

### 8 例月出納検査（自治法第235条の2 第1項）

区の現金の出納について、毎月例日を定めて検査するとともに、財政収支の動向や資金の運用状況等について報告を受けました。

- 対象：各会計の現金及び歳入歳出外現金
- 結果：各月の計数に誤りはなく、現金や証書類の保管は適正であることを確認しました。

## 3 改善状況等の把握

各監査における指摘事項等については、次のように改善状況等を把握しています。

- 指摘事項：監査結果に基づき講じた措置について通知を受け、措置状況を公表しています。（自治法第199条第12項）
- 注意事項：文書により是正又は改善状況について報告を受けています。
- 意見・要望事項：必要に応じて文書により報告を受けています。

指摘事項：内容が重大であると判断したもの 注意事項：指摘事項に比較し軽易なもの 意見・要望事項：その趣旨を今後の事務事業等に活かすよう求めるもの
--

## Ⅱ 各種監査について

定期監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査及び住民監査請求による監査のあらまはは、以下のとおりです。（なお、監査結果等は要約しています。）

### 1 定期監査

#### 1 実施期間

平成26年4月から平成27年3月まで

#### 2 重点事項

監査を効果的に実施するために、次の重点事項を設けました。

- (1) 随意契約について
- (2) 履行確認について
- (3) 収納事務について

#### 3 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。また、庁外施設については、施設の管理状況等の実地監査を行いました。

#### 4 対象

庁内全部局及び施設規模などにより選定した下記の庁外65施設を対象にしました。

区民生活部 (10施設)	杉並会館、消費者センター、区外宿泊施設（コニファーいわびつ）、区民事務所（3所：宮前・西荻・阿佐谷）、地域区民センター（2所：西荻・阿佐谷）、方南会館、産業振興センター
保健福祉部 (30施設)	こども発達センター、障害者地域相談支援センター（すまいる荻窪）、すぎのき生活園、ゆうゆう館（4所：四宮・高井戸東・井草・浜田山）、保育園（8所：大宮前・荻窪・四宮・上井草・久我山東・松庵・久我山・永福北）、保育室若杉、高円寺北子供園、児童館（8所：宮前・高井戸西・宮前北・上荻・今川・上井草・高井戸・四宮森）、杉並福祉事務所（2所：荻窪・高円寺）、杉並保健所、保健センター（2所：荻窪・上井草）
都市整備部 (1施設)	馬橋公園管理事務所
環境部 (3施設)	すぎなみ環境情報館、杉並清掃事務所、高円寺車庫
教育委員会 (21施設)	郷土博物館、柏の宮公園庭球場、済美教育センター、中央図書館、地域図書館（2所：柿木・西荻）、小学校（10校：杉並第四・高井戸・高井戸第二・高井戸第三・松庵・浜田山・富士見丘・大宮・新泉・堀之内）、中学校（5校：荻窪・神明・富士見丘・高井戸・向陽）

## 5 結果

指摘事項が4項目4件、注意事項が17項目35件、意見・要望事項が4項目4件あり、改善を求めました。

なお、このほかに比較的軽微で現場指導とした事項が16項目1,440件ありました。

### (1) 指摘事項

#### <随意契約について>

##### ア 不適切な見積競争により契約していたもの

杉並区契約事務規則によると、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴取することとされている。また、契約事務の手引きによると、予定価格が10万円を超える場合は、合理的な理由がある場合を除き、2人以上の者から見積書を徴取することとされている。

しかしながら、予定価格が10万円を超える随意契約案件（電気設備保守点検業務委託、193,104円）において、見積書を3通徴取しているものの、1業者（契約業者）が他の2業者分の見積書を取りまとめて提出するという不適切な取扱いがされていた。

（上井草保健センター）

#### <予算の執行状況について>

##### イ 委託契約で定めた職員体制が確保されていないもの

平成25年度に再編整備された障害者地域相談支援センター（すまいる荻窪、すまいる高井戸、すまいる高円寺）の運営委託契約の仕様書によると、受託事業者は、当該事業に携わる相談員等として、常勤職員、非常勤職員等ごとに、それぞれ一定の人数以上を確保することとされている。

しかしながら、平成25年度、26年度（平成27年1月まで）とも、各センターに共通して、契約で定めた職員体制が確保されていなかった日数が、平均で開所日数の約51%に上っていた。また、職員体制の基準となる常勤職員、非常勤職員の区分も明確とはいえなかった。

さらに、上記のような欠員状況であったにもかかわらず、モニタリングの履行評価では、職員体制について、「良好（仕様書記載の条件を満たしている）」と評価するなど、相談業務において重要な職員体制の確保に対する認識が欠けていた。

（障害者施策課）

#### <物品の出納保管状況について>

##### ウ 金券類に係る事務処理において不適切な取扱いがあったもの

杉並区会計事務規則によると、資金前渡を受けた者は現金出納簿を備え、現金の出納を整理しなければならないとされ、杉並区物品管理規則によると、物品管理者は金券類その他会計管理者が必要と認める物品について、物品受払簿を備え、その使用状況及び残高を明らかにしておかなければならないとされて

いる。

しかしながら、高齢者運転免許証自主返納支援事業において、運転免許証自主返納者に支給するICカード乗車券（5,000円相当分）の平成25年11月購入分の取扱状況を試査したところ、前渡金支払精算書に添付されたICカード乗車券の購入領収書と現金出納簿の日付及び金額が一致しておらず、金券類に係る基本的な帳簿管理が極めてずさんな実態が認められた。

（交通対策課）

## エ 商品券の購入及び管理が適切に行われていなかったもの

杉並区物品管理規則によると、物品管理者は、金券類その他会計管理者が必要と認める物品については、物品受払簿を備え、その使用状況及び残高を明らかにすることとされている。

また、「金券類等の管理について」（平成13年12月副収入役通知）によると、物品管理者は、金券等については計画的に購入を行い、必要以上の枚数が在庫とならないよう留意することとされている。

しかしながら、長寿応援ポイント事業において、参加者のポイントとの交換用の区内共通商品券（額面500円）について交換の実績を考慮せず、定期的と同じ枚数（年4回各18,000枚）を購入したため、平成24年度、25年度とも、翌年度への繰越枚数が過大となっていた（平成25年度への繰越：16,680枚 834万円分、平成26年度への繰越：18,986枚 949万3千円分）。

また、同商品券について、実際は所管課が保管し、受託事業者からの請求に応じてその都度請求分を引き渡していたにもかかわらず、金券等受払簿には購入と同時に全て受託事業者へ引き渡した旨記載されていた。

（高齢者施策課）

## （2）注意事項

### ＜随意契約について＞

#### ア 予定価格の設定において積算根拠が明らかでなかったもの

杉並区契約事務規則によると、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めることとされている。

しかしながら、平成25年度及び26年度の弓ヶ浜移動教室運営補助業務委託については、業者から徴取した下見積書に基づき予定価格を定め随意契約締結依頼が行われていたが、下見積書には総額のみで内訳の記載がなく、積算根拠が不明であった。

（学務課）

#### イ 区外業者からのみ見積書を徴取し、契約していたもの

杉並区競争入札実施要綱によると、当分の間、予定価格500万円未満の発注案件については、原則として区内業者に限定することとされている。

しかしながら、区内業者が対応可能と思われる物品購入等の契約であるにもかかわらず、区外業者からのみ見積書を徴取し、契約している事案があった。

(高齢者施策課、杉並第四小学校、高井戸小学校、松庵小学校、浜田山小学校、富士見丘小学校、大宮小学校、堀之内小学校、荻窪中学校、神明中学校、富士見丘中学校、高井戸中学校)

#### **ウ 業務履行後に契約していたもの**

杉並区契約事務規則によると、契約の相手方を決定したときは5日以内に契約の内容(目的、契約金額、履行期限等)を定め、契約書(請書)を作成することとされている。

しかしながら、物品や設備の修理等の契約において、契約書(請書)を作成する前に修理等が行われていた事案があった。

(地域課阿佐谷地域活動係、中央図書館、向陽中学校)

#### **エ 仕様書の内容が不十分なもの**

契約事務の手引きによれば、仕様書は契約の付属書類とされており、当該契約の履行内容等を記載すべきこととされている。

しかしながら、本会議及び予算・決算特別委員会の映像配信機器の保守委託契約において、本会議等の前に定期的に行われている機器の調整及び保守点検については仕様書中に履行内容としての記載がなく、契約の目的が仕様書に十分反映されていなかった。

(区議会事務局)

### **<履行確認について>**

#### **オ 履行確認が適正に行われていなかったもの**

杉並区契約事務規則によれば、契約の履行に関する検査は、当該契約の給付の確認を契約書等に基づいて行わなければならないとされている。

しかしながら、小学校体育館入口床補修工事において、実際に補修工事が行われたのは履行期限(平成25年8月30日)の約1ヶ月後(平成25年9月29日)であるにもかかわらず、書類上は履行期限内に履行を確認したと誤った処理をしていた。

(選挙管理委員会事務局)

### **<収納事務について>**

#### **カ 貸付金返還金の債権管理が不適切なもの**

精神障害者共同作業所等・グループホーム設立運営外資金貸付要綱による精神障害者共同作業所の施設借上保証金の貸付契約において、対象施設の移転等に伴い貸付要件に該当しなくなったとして、平成24年3月以降に契約の相手方に対して当該貸付金1,500万円の返還請求を行い、平成25年12月にその一



部1,263万円余を返還させている。

しかしながら、未償還の残額については、その後文書による催告が行われておらず、未収のままとなっていた。

(障害者生活支援課)

## <予算の執行状況について>

### キ 区立学校等における薬品等の購入及び廃棄について

各区立学校及び科学館で不要になった薬品等については、隔年で収集運搬・廃棄処理を委託しており、委託に係る平成25年度支出は131万円（41所分）となっている。

しかしながら、廃棄処理された不要薬品内訳書によると、理科や美術などの教材用の薬品などについて未使用のものやほとんど使用されなかったものが相当数あり、未使用のものだけでも総廃棄件数（766件）の約3割を占めていた。

(庶務課)

## <現金及び物品の出納保管状況について>

### ク 事業系有料ごみ処理券の在庫管理が適切に行われていなかったもの

事業系有料ごみに係るごみ処理券については、利便性の観点などから廃棄物処理手数料徴収事務委託契約に基づきコンビニエンスストア等での販売を委託している。平成25年10月の廃棄物処理手数料改定に当たり、各店舗におけるごみ処理券の在庫数を確認したところ、既に区に提出のあった実績報告書との間に差異（計1,413セット 228万円余）のあることが判明し、区と受託事業者との間であらためて販売代金及び販売手数料について在庫数に基づく清算が行われていた。

(ごみ減量対策課)

### ケ 金券類の記帳が適正に行われていなかったもの

郵便切手等の金券類については、杉並区物品管理規則及び「金券類等の管理について」（平成13年12月副収入役通知）によると、速やかに受入れ及び使用状況等を記帳しておかなければならないこととされている。

しかしながら、購入した郵券の一部について、金券等受払簿に記帳しないまま金庫に保管していた（92円切手など1,200枚、約4万円分）。

(郷土博物館)

### コ 薬品の管理簿等書類が不備だったもの

区立学校における毒物劇物の薬品については、各学校において毒物劇物危害防止管理規定により管理責任者を定めるとともに、毒物劇物管理簿等の書類を備え、これらに基づいて保管・管理することとなっている。

しかしながら、一部の学校において管理規定が定められておらず、また、

薬品の出し入れについて記録した正規の管理簿が備えられていない等の事案があった。  
(高井戸第三小学校、高井戸中学校)

## <土地及び建物の保管状況について>

### サ 防火管理に係る消防計画の更新を怠り、また紛失しているもの

消防法施行令では防火管理者の責務について、防火管理者は防火管理に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならないと定めている。

しかしながら、消防計画について必要な更新を怠った事案や消防計画を紛失している事案があった。

(杉並第四小学校、高井戸第二小学校)

### シ コニファーいわびつの施設及び設備の不具合

#### ① 管理用道路柵の倒壊

敷地内管理用道路（幅員 4 m）の南側斜面に沿って設置されているコンクリート製の道路柵が延長21mにわたって傾斜し、一部倒壊していた。

#### ② 設備の定期点検で指摘された不良とその対応

平成25年度の設備定期点検等の結果、①空気調和機（1階エントランス系統及び食堂系統等）の本体構造部分に錆の発生がみられるとともに冷却塔充填材が経年劣化により熱交換効率が低下している、②4台ある昇降機のうち2台についてパワーユニットとシリンダー間の高圧ホースの劣化により油漏れのおそれがある、とそれぞれ修繕等が必要と指摘されている。

しかし、施設の運営事業者から所管課に対する報告がなされておらず、所管課は十分に問題を把握していなかった。

(区民生活部管理課、コニファーいわびつ)

### ス 浴槽の水質検査でレジオネラ属菌が検出されていたもの

厚生労働省の公衆浴場における水質基準等に関する指針によると、浴槽水の水質基準について、レジオネラ属菌は、検出されないこと（10CFU/100ml未満）とされている。

しかしながら、コニファーいわびつの男子露天風呂から採取された浴槽水の3か月ごとの定期水質検査において、平成26年1月及び7月にレジオネラ属菌が検出されており、運営事業者において応急的な塩素消毒が行われていたものの、根本的な除菌対策については検討されていなかった。

(区民生活部管理課、コニファーいわびつ)

## <勤怠管理について>

### セ 短期介護休暇の取得可能日数を超えて取得していたもの

杉並区嘱託員取扱要綱では、嘱託員の短期介護休暇の取得日数について、

1年の任期の期間において、月16日勤務の嘱託員は4日（要介護者が複数の場合は8日）以内と定められている。

しかしながら、嘱託員(3名)の短期介護休暇について、定められた日数を超えて取得されていた事案があった。

(地域安全担当)

#### **ソ 庶務事務システムによる出勤記録の整理が適切に行われていなかったもの**

杉並区職員出勤記録及び出勤簿整理規程によると、「整理保管者は、毎日出勤時限後、出勤記録を確認し、出勤等の状況に関する事実と異なるときは、速やかに庶務事務システムに所要事項を入力することにより修正しなければならない。」とされている。

しかしながら、庶務事務システムにおいて、「遅刻、早退、休日出勤に対する届出なし」「打刻なし」「打刻に対する超勤命令なし」等のエラーや警告が数多く未修正のまま放置されている事案があった（平成25～26年度、みどり公園課 5人292件、久我山東保育園 21人90件、高円寺北子供園 6人69件）。

(みどり公園課、久我山東保育園、高円寺北子供園)

#### **タ 決裁権限を超えて休暇の承認を行っていたもの**

杉並区教育委員会職務権限規程によると、区職員の休暇（年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇）を承認することは、学校長の専決事項とされている。

しかしながら、区職員の年次有給休暇を副校長が承認していた事案があった。

(神明中学校、高井戸中学校)

### **(3) 意見・要望事項**

#### **<予算の執行状況について>**

##### **ア 休日夜間等急病診療事業等の委託料について**

休日や平日夜間において区民が医療を受けられる体制を確保するため、平成11年4月から、区保健医療センター内で休日夜間等急病診療事業（区医師会委託）、歯科休日急病診療事業（区歯科医師会委託）及び調剤待機事業（区薬剤師会委託）が実施されている。これには多額の経費を要しているが、所管課による事業の検証等が十分に行われているとはいえ、委託料については、現在まで同一の積算内容（項目・単価）により算定されており、後送病院確保料の必要性等に問題が見受けられる。

所管課においては、事業の実施状況を的確に把握し、委託料の妥当性を検証し、必要な見直しを図られたい。

(地域保健課)

## イ 保健医療センターの「在宅医療の支援機能」(訪問看護ステーション)について

区保健医療センターは、開設時（平成11年4月）から、その機能の一つである在宅医療の支援の場として、同センター条例に基づきその一部（約99㎡）を区医師会訪問看護ステーション事業の使用に供している。

同訪問看護ステーション事業は、在宅医療にとり先駆的な意義を持つ取組として位置付けられ、実施されてきた経緯があるが、その後、在宅医療を取り巻く環境は変化しており、当初の意義は薄れているといわざるをえない。

在宅医療の充実が強く求められる中、所管課においては、同保健医療センターの在宅医療支援の機能のあり方について、改めて検討し、必要な見直し等を図られたい。

（地域保健課）

## <土地及び建物の保管状況について>

### ウ コニファーいわびつの施設保安全管理について

コニファーいわびつは、建築から20年が経過し、施設設備の老朽化が進行してきており、少なからず修繕等が必要な問題が発生している。施設の使用貸借等に関する契約書では、修繕について区と運営事業者の役割を定めており、運営事業者である株式会社岩櫃ふれあい公社が負担すべき小規模修繕等については、区との協議を経て年度当初に計画を策定することとされているが、そうした協議が十分になされているとは言い難い。

公社は平成26年度限りで解散が予定されており、平成27年度からの新たな運営事業者の公募・選定が進められているところであるが、所管課においては、施設設備の状況についての的確に把握し、契約条項等に従い運営事業者（公社）と修繕に関する協議を行い、公社が対応すべきものについては早急な対応を促すなど施設等の保安全管理を徹底するよう要望する。

（区民生活部管理課、コニファーいわびつ）

## <その他>

### エ 行政情報化ネットワーク上の情報共有について

区は行政情報化ネットワーク（SWITCH）上における情報共有の仕組みとして、共有キャビネットや各課ホームページの基盤を整え、運用を行っているが、運用についてのルールは定められておらず、各所管の任意とされており、必要な情報の検索が効率的に行いにくいなどの問題がある。

区情報化アクションプラン（平成25年度～27年度）では区政情報のデータベース化等を課題としているが、今後、実効あるデータベースを構築する上でも、まず、情報共有の現状について検証し、共有すべき情報や方法等についての指針(ガイドライン)を作成するなど、現行のネットワーク上の情報共有機能の運用改善を図り、情報共有の促進に着実に取り組むよう要望する。

（情報政策課、情報システム担当）

## 2 工事監査

### 1 実施期間

平成26年7月から平成27年4月まで

### 2 方法

- (1) 提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料の確認を行うとともに、工事施工状況等を現地監査しました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する技術士の団体に工事技術調査を委託し、その調査報告を監査の参考としました。

### 3 対象

平成26年度に着手した工事及び平成26年度以降に竣工となる工事で、契約金額1億5,000万円以上の工事又は契約金額1億5,000万円未満の重要性のある工事から選定した次の3工事を対象にしました。

#### (1) 杉並区立高井戸第四小学校言語・情緒障害学級設置その他工事（竣工監査）

- 対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、特別支援教育課
- 工期：平成26年6月17日から平成26年10月31日まで
- 契約金額：118,783,800円
- 構造規模：鉄筋コンクリート造 地上3階建（既存校舎）

対象面積(改修)	特別支援学級	365 m <sup>2</sup>
	普通学級	334 m <sup>2</sup>

#### (2) 仮称杉並区立新泉・和泉地区小中一貫教育校及び併設1施設建設建築工事等（中間監査）

- 対象課：営繕課、施設整備担当、経理課、児童青少年課、学校整備課
- 工期：平成25年6月17日から平成27年3月18日まで
- 契約金額：3,510,980,730円
- 構造規模：鉄筋コンクリート造 地上4階建

敷地面積	17,897.65 m <sup>2</sup>
建築面積	6,645.51 m <sup>2</sup> （改築棟 3,231.69m <sup>2</sup> 、改修棟 3,413.82m <sup>2</sup> ）
延床面積	14,653.42 m <sup>2</sup> （改築棟 7,923.70m <sup>2</sup> 、改修棟 6,729.72m <sup>2</sup> ）

#### (3) （仮称）荻外荘公園第一期整備工事（竣工監査）

- 対象課：経理課、みどり公園課
- 工期：平成26年9月9日から平成27年2月12日まで

- 契約金額：68,954,760 円
- 整備面積：2,284.39 m<sup>2</sup>
- 主な工種：生垣工、低・中木植栽工、地被類植栽工、張芝工、透水性高炉スラグ舗装工、インターロッキングブロック舗装工、小舗石舗装工、浸透弁設置工、汚水弁設置工、公園灯設置工、スツール設置工、水飲み設置工

## 4 結果

全体としては適正であると認められましたが、意見・要望事項が1項目1件あり、改善を求めました。

### (1) 意見・要望事項

#### ○ 昇降機設備工事の契約について

ダンピング受注の防止と工事品質の確保等を目的として、杉並区競争入札実施要綱第5条第3項において、予定価格130万円を超え3,000万円未満の工事発注案件については最低制限価格を設定することとされている。

過去3年間の昇降機設備工事請負契約の入札状況を見ると、実績があり施工能力のある事業者が最低制限価格を下回ったため失格する事例が毎年度生じている。

昇降機設備工事請負契約における最低制限価格制度の運用については、入札の実態を検証し、契約の経済性の観点から必要な見直しを図られたい。

(仮称杉並区立新泉・和泉地区

小中一貫教育校及び併設1施設建設建築工事等)

## 3 財政援助団体等監査

### 1 実施期間

平成26年7月28日から平成27年3月27日まで

### 2 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び調査を行うとともに、6団体については実地監査しました。

### 3 対象

別表（15ページ参照）の団体を対象にしました。

#### （1）補助金等交付団体（53団体）

- ア 平成25年度、新規に100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち30団体
- イ 平成25年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の団体（17団体）
- ウ 監査委員が指定する団体

- ① 過去の監査実施状況、区政の課題、話題性等から指定する団体（3団体）
- ② 無作為抽出により指定する団体（3団体）

#### （2）出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を区が出資している団体）のうち、指定する団体（3団体）

#### （3）公の施設の指定管理者のうち、指定する団体（5団体）

## 4 結果

指摘事項が1件、注意事項が4件、意見・要望事項が1件あり、改善を求めました。

### （1）指摘事項

#### ○ 収支決算報告書の一部が実績に基づかない内容であるもの

収支決算報告書は事業活動の結果を表す重要な資料の一つであり、その内容は実績に基づいたものでなくてはならない。

しかしながら、宮前図書館と高井戸図書館の指定管理者が区へ提出した平成25年度収支決算報告書は、光熱水費について当該科目の予算を超過した支出額を他の科目である設備保守に含める処理がなされており、光熱水費及び設備保守の支出額の記載は実績に基づかない不適切なものとなっていた。

（杉並区立図書館TRCグループ《宮前図書館・高井戸図書館》、中央図書館）

## (2) 注意事項

### ア 補助金額の算定に誤りがあり、補助金を過払いしているもの

- ① 杉並区児童発達支援開設経費補助要綱で定められている補助対象経費に該当しない振込手数料について、これを除かずに補助金額を算定したため、補助金を過払いしていた。

(社会福祉法人一粒《ドルフィンキッズ》、障害者施策課)

- ② 杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱第4条では、補助金の端数処理として1,000円未満の端数は切り捨てることとされているが、端数処理を施さずに補助金額を算定したため、補助金を過払いしていた。

(アグナス株式会社《サイクルプラザ西荻窪》、交通対策課)

### イ 関係資料の徴取が不十分であるもの

杉並区民営自転車駐車場育成補助金交付要綱第2条では、交付対象の要件として自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保できること等が定められており、区は申請時及び事業完了時において内容を確認することとされている。(同要綱第6条及び第9条)

しかしながら、構造及び設備の施工内容が具体的に確認できる詳細図面や仕様書、工事写真など関係書類の徴取が不十分であった。

(アグナス株式会社《サイクルプラザ西荻窪》、交通対策課)

### ウ 改善を要する消防用設備等について未対応であるもの

消防法に基づく平成25年度の消防用設備等点検の点検報告書にて、宮前図書館では屋内消火栓設備が「点検結果＝不良」とされ、高井戸図書館では地階にある不活性ガス消火設備が設計標準使用期限の超過により「耐圧検査が必要」とされていた。

しかしながら、いずれも改善処置が未実施であったため、平成26年度の点検においても同じ内容となっていた。

(杉並区立図書館TRCグループ《宮前図書館・高井戸図書館》、中央図書館)

## (3) 意見・要望事項

### ○ 区立図書館の指定管理業務に係る収支決算報告書について

平成26年度現在、区立図書館の指定管理業務は3者の事業者委ねられているが、収支決算報告書の様式や表示科目とその内容について明確な定めがないために、各事業者より提出された平成25年度収支決算報告書は様式と科目内容の統一がとれておらず、指定管理業務に係るコスト等について比較検証を行いにくいものとなっていた。

収支決算報告書様式の統一など必要な対応を図られたい。

(杉並区立図書館TRCグループ《宮前図書館・高井戸図書館》、中央図書館)



別表 監査実施団体(※は実地監査を実施)

(1) 補助金等交付団体 (53団体)

ア 平成25年度、新規に100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち30団体

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
1	町会・自治会（コミュニティ助成事業（宝くじ助成））	高円寺北庚申文化会
2	チャレンジ商店街サポート事業補助	親子で街デビュープロジェクト
3		NPO法人チューニング・フォー・ザ・フューチャー
4	杉並区新・元気を出せ商店街事業（活性化事業） 補助対象商店街（商店街HP開設経費助成）	高円寺銀座商店会協同組合
	杉並区新・元気を出せ商店街事業（活性化事業） 補助対象商店街（施設整備、販売促進等の活性化を図る事業補助）	
5	地域特性にあった商店街支援事業対象商店街	西荻窪商店会連合会
6	商店街装飾灯建設等助成対象商店会	八幡山商福会
7	放課後等デイサービス事業運営法人	NPO法人フォスター
8	児童発達支援事業所（開設経費補助）	社会福祉法人一粒
9		宗教法人世尊院
10	グループホーム運営事業者	NPO法人まどか
11	認知症高齢者グループホーム建設助成	セントケア東京株式会社（グループホームセントケアホーム上井草 ※）
	認知症高齢者グループホーム等開設準備経費助成	
12	認知症高齢者グループホーム建設助成	株式会社寶亭（グループホーム 仮称上井草あやめ）
	都市型軽費老人ホーム建設助成	
13	私立保育園設置者 保育所開設に伴う改修費用一部助成	社会福祉法人風の森（Picoナーサリ久我山 ※）
14	認証保育所	株式会社Hug（ひまわり保育園）
15		株式会社グローバルキッズ（グローバルキッズコトニア吉祥寺園）
16		トキ株式会社（保育園トキ）
17	杉並区保育室（委託型）委託事業者（開設準備経費補助）	株式会社日本保育サービス（杉並区保育室天沼）
18	私立幼稚園長時間預かり保育事業実施園	学校法人山本学園（明愛幼稚園）
19	小規模保育所開設準備経費の補助	双葉教育株式会社（ふたばクラブ浜田山保育園）
20	保育士等職員処遇改善費	ライフサポート株式会社（保育室荻窪第三、保育室宮前北、ゆらりんMOMOの家保育園）
21		株式会社学研ココファン・ナーサリー（ココファン・ナーサリー浜田山）
22	区内医療機関（分娩施設整備費助成）	豊島産婦人科
23	住宅市街地総合整備事業整備地区（阿佐谷南・高円寺南地区）及び震災救援所周辺等の建築物不燃化建替者	新日鉄興和不動産株式会社
24		日本土地建物販売株式会社
25	精密診断、補強設計及び耐震改修を実施した建物の所有者	南阿佐谷ハイツ管理組合
26		オーク荻窪マンション管理組合
27		宗教法人カトリック東京大司教区

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
28	商店街カラー舗装実施商店会	久我山平和会
29	民営自転車駐車場設置者	アグナス株式会社（サイクルプラザ西荻窪 ※）
30	屋上・壁面緑化等を造成した者	荻窪商事株式会社

イ 平成25年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の団体（17団体）

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
1	障害者入所施設（地域移行支度経費助成）	社会福祉法人東京都知的障害者育成会
	グループホーム運営事業者	
	障害者入所・通所施設整備法人	
2	障害者ショートステイ事業実施事業者	社会福祉法人いたるセンター
	障害者自立支援法の通所施設運営事業者（運営費・交通費等）	社会福祉法人いたるセンター（あけぼの作業所 ※、阿佐谷福祉工房、パン工房PukuPuku）
	民営化した重度身体障害者施設、重度知的障害者施設、障害者通所施設（運営費助成）	社会福祉法人いたるセンター（あけぼの作業所 ※）
3	障害者自立支援法の通所施設運営事業者（運営費・交通費等）	NPO法人むく（魔法陣）
4		NPO法人杉並いずみ（杉並いずみ第一、杉並いずみ第二）
5		NPO法人杉並福助会（地球儀）
6		NPO法人けやき精神保健福祉会（けやき亭）
7	運営助成	公益社団法人杉並区シルバー人材センター
8	特別養護老人ホーム等の建設費助成	社会福祉法人杉樹会
9		社会福祉法人真松之会
10		社会福祉法人正吉福祉会
11		社会福祉法人慈雲会（愛敬苑）
12		認証保育所 保育士等職員処遇改善費
13	認証保育所	保育室コアラハウス
14		こぶし保育室
15		株式会社サクセスアカデミー （にじいろ保育園サクセス杉並、にじいろ保育園サクセス荻窪 ※、にじいろ保育園中野）
16	精密診断、補強設計及び耐震改修を実施した建物の所有者	宇田川ビルディング株式会社
17	JR荻窪駅西口バリアフリー整備事業補助金	東日本旅客鉄道株式会社

ウ 監査委員が指定する団体（6団体）

No.	補助対象・事業等	監査実施団体
1	運営・活動助成	杉並消防団
2		荻窪消防団
3	観光事業団体	NPO法人東京高円寺阿波おどり振興協会
4	公衆浴場確保対策事業	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部
5	区内NPO法人	NPO法人Street Culture Rights
6	民営化した老人福祉施設運営補助	社会福祉法人サンフレンズ（上井草園）

## (2) 出資団体 (3団体)

No.	監査実施団体
1	杉並区土地開発公社
2	一般社団法人杉並区成年後見センター
3	財団法人杉並区障害者雇用支援事業団

## (3) 公の施設の指定管理者 (5団体)

No.	監査実施団体	指定管理施設名
1	産業商工会館運営協議会	産業商工会館
2	社会福祉法人和光会	荻窪北保育園
3	社会福祉法人けいわ会	高円寺南保育園
4	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	高円寺体育館、妙正寺体育館、永福体育館、荻窪体育館、下高井戸体育館
5	杉並区立図書館TRCグループ	宮前図書館、高井戸図書館 ※

## 4 行政監査 「随意契約について」

### 1 テーマ選定の趣旨

区の入札契約制度改革の取組をみると、一般競争入札の拡大により競争性の向上が図られてきましたが、他方で、区民ニーズの多様化・複雑化と民間活力の活用を背景に委託事務が多様化し、これに伴い随意契約の方法が多く用いられています。また、契約相手の選定方法としてプロポーザル方式が取り入れられるなど、随意契約をめぐる状況は大きく変化してきています。

今回の行政監査では、区における随意契約の運用実態を把握し、同契約が合理的な判断に基づいて締結されているか、透明性、公正性、競争性、経済性の確保に努めるなど適切な運用が図られているかについて監査を実施することとしました。

### 2 実施期間

平成26年10月28日から平成27年4月28日まで

### 3 対象とした随意契約及び対象部局

総務部経理課により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に契約締結された、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第7号までの要件に該当する随意契約(942件)を全部局調査の対象とし、そのうち契約の種別、目的・性質、契約金額、業者選定方式などを考慮して抽出した41件について、契約関係書類の監査を実施しました。

監査対象部局は以下のとおりです。

ア 総務部経理課

イ 随意契約の締結依頼を行った部局(下表のとおり)

対 象 部 局	
政策経営部	企画課、財政課、情報政策課、営繕課
総務部	総務課、職員課、広報課、危機管理対策課、防災課
区民生活部	管理課、区民課、地域課、協働推進課、課税課、納税課、文化・交流課、産業振興センター
保健福祉部	管理課、国保年金課、障害者施策課、障害者生活支援課、高齢者施策課、高齢者在宅支援課、介護保険課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、杉並福祉事務所、地域保健課、健康推進課、生活衛生課、保健予防課、保健サービス課
都市整備部	都市計画課、住宅課、まちづくり推進課、建築課、土木管理課、土木計画課、交通対策課、みどり公園課、杉並土木事務所
環境部	環境課、ごみ減量対策課、杉並清掃事務所
会計管理室	会計課
教育委員会事務局	庶務課、学務課、特別支援教育課、学校支援課、学校整備課、生涯学習推進課、スポーツ振興課、済美教育センター、中央図書館
選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、区議会事務局	

### 4 方 法

経理課に契約締結依頼をした全ての所管部局に対し調査票による調査を行った後、経理課からの説明聴取、経理課及び所管課から提出された関係書類の調査を行いました。

## 5 結果

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札が原則とされ、随意契約は契約の目的・内容が競争入札には適さない場合に限り認められる特例とされている。

今回の監査では、各所管課から依頼を受けて経理課が締結した随意契約を対象としたが、その運用の実態は次のように概観された。

- ・区において経理課が締結している契約(1,893件)の過半を随意契約が占め、その約8割は委託業務に係る契約であった。
- ・契約相手の選定は、特命随意契約(一者随意契約)によるものが約8割を占め、他方、プロポーザル方式、見積競争が、それぞれ1割程度となっていた。
- ・随意契約の多くは、同一の契約相手と継続して契約が更新されていた。
- ・随意契約の方法が多用される背景には、委託業務の多様化があり、また、障害者団体等からの優先調達や地域活動団体等との協働の推進など政策的な目的によるものも増加しつつあると推察された。

随意契約をめぐる状況は大きく変化しているといえる。随意契約の運用に様々な工夫や努力が行われている一方で、課題や問題があることも認められた。

以下、主な課題等について意見・要望を述べる。

### [意見・要望]

随意契約は、一般に事務負担が少なく履行能力のある相手を選べる利点がある半面、競争性に乏しく、運用を誤ると公正性などに問題が生じるおそれがある。したがって、適用の可否についての的確な判断を行うとともに、公正性、透明性の確保と競争性の向上に努めるなど、適正な運用を図り、良質な履行確保の目的を達成することが強く求められる。

#### (1) 随意契約の適用判断について

「随意契約の指針」が示す適用事由(「既存契約との一体性が必要」・「現場状況等に精通」等)が広く解釈される傾向があり、一部に随意契約とする理由の妥当性があるか、判然としない事例が見受けられた。

随意契約は、施行令に定める要件に該当する場合に限り認められる契約方法であり、契約事案ごとに具体的で合理的な理由があるか、判断することが求められる。随意契約の適用に当たっては、所管課において、当該業務等の目的・性質及び内容と履行能力のある事業者の参入状況などについて十分考慮した、よりの確な判断が行われるようにする必要がある。

#### (2) 契約相手の選定について

##### (一者随意契約)

契約相手の選定に当たって、履行能力のある事業者の参入状況などについて、効果的な情報収集が必ずしも十分に行われず、限られた情報の下で事業者の特定がなされている状況もあることがうかがえた。

随意契約が相当と判断される場合においても、特殊な技術等を必要とし、他に競争相手がいない場合は限られており、随意契約における契約相手の選定は、恣意的になら

ないよう留意することが強く求められる。

様々な手段により、事業者の参入状況や事業者の履行能力についての情報を的確に収集し、より公正な選定に取り組むよう要望する。

#### (プロポーザル方式)

プロポーザル方式は、有力な選定方法として定着しつつあるが、実施の効果の検証や運用上の課題の把握などは行われていなかった。また、プロポーザル方式の実施状況をみると、選定した契約相手との間で、契約の更新可能な年限等を定めることなく、1年契約の更新を続けている事例が少なくないという問題が見受けられた。

プロポーザル方式による契約相手の選定については、取扱要綱の制定から5年が経過しており、その実施対象は拡大傾向にあると思われる。

業務に関する企画提案をみるというプロポーザル方式本来の趣旨がいかされた運用が図られているか、その実施状況を把握・検証するとともに、運用をめぐる諸課題について検討し、選定した契約相手による履行の期間についての取扱指針を定めるなど、より適切な運用に取り組むよう要望する。

### (3) 契約方法等の見直しについて

一旦、随意契約の方法で締結した契約の多くは、同一の方法で、同一の相手と継続的に契約更新が行われており、契約相手の選定方法の見直しや他の競争的な契約方法の検討が行われにくい状況にあることがうかがえた。

随意契約は、少額の随意契約等における見積競争及び企画を競わせるプロポーザル方式による選定を除けば、透明性や競争性に乏しく、また、契約相手の固定化は事業の停滞を招くおそれもある。

随意契約の更新に際しては、当該契約に係る社会状況や事業環境について改めて調査し、契約相手の選定方法や契約方法について、より公正で競争的な方法がないかを検討し、必要な見直しを進めるよう要望する。

また、随意契約における契約相手の選定方法については、実情を踏まえ、公正性・競争性を確保し、比較的簡便に契約相手の選定が行える合理的な方法の開発に取り組むよう期待する。

平成25年度に試行された委託業務への総合評価方式による一般競争入札については、有効な契約方法の一つとして早期に本格実施できるように取り組むことを要望する。

### (4) 予定価格の設定について

随意契約の約8割が一者からの下見積りに依拠していた。また、徴取した下見積書には、総額のみで内訳の記載がないものや積算根拠が不明確なものが少なくなく、予定価格の算定の妥当性について、十分な検討が必ずしも行われているとはいえない状況が見受けられた。

随意契約は基本的に価格面の競争性が乏しいだけに、予定価格の設定については、経済性の確保に十分な留意が求められる。

多岐にわたる業務委託については、積算方法が確立していないものが少なくないなどの実情もあるが、予定価格の算定については、事業者側からの情報に依存することなく、

所管課において、業務内容に応じ、算定に必要な情報を積極的に収集して調査・検討するなど、その妥当性が的確に確保されるように取り組む必要がある。

#### (5) 契約期間について

長期継続契約制度が適用可能な契約であっても複数年契約に慎重な所管課が少なくなく、制度の活用に改善の余地があるように見受けられた。

プロポーザル方式などで選定した契約相手が安定的に業務を遂行するうえで、複数年の長期継続契約が合理的である場合が少なくないと思われる。長期継続契約の適用状況等を検証するとともに、適切に制度の活用が図られるよう要望する。

#### (6) 公表制度について

一者随意契約、プロポーザル案件及び障害者団体等からの優先調達については、それぞれ締結状況等の公表が行われているが、一者随意契約の公表における理由の記載には、一部に、具体性を欠くなど十分な説明とはいえないものが見受けられた。

随意契約の運用に関する公表は、透明性を担保するうえで大切な取組である。一者随意契約については、個別の具体的な理由を分かりやすく記載するなど、より分かりやすい説明に努めるよう要望する。

#### (7) 履行評価について

随意契約の履行に対して、モニタリングをはじめとする履行評価が取り組まれている一方で、通常の履行確認以外に特に履行評価が行われていないものが約6割に上っていた。

随意契約の契約更新に際しては、履行状況に対する評価結果を反映する必要がある。履行評価の実態を検証し、履行評価が行われていないものについては、随意契約の更新や契約相手の選定を的確に行うために何らかの合理的な履行評価を取り入れ、活用することについて検討するよう要望する。

#### (8) 経理課の役割について

「随意契約の指針」は、随意契約の適用が認められる該当事例等を示すなどガイドラインの役割を果たしているが、随意契約の適用の判断、契約相手の選定及び予定価格の設定など基本的事項に関する留意点についてはバランスよく記載されているとはいえなかった。

経理課には、締結依頼を受けた契約についての的確に審査し、対処する役割があることはいままでもないが、同時に、契約事務を統括する部門として、随意契約の運用実態の把握に努め、制度環境を整える役割がある。

随意契約の適用の判断、契約相手の選定及び予定価格の設定などの基本的事項について、所管課において契約に携わる職員が抱える問題に則して実践的な解決・改善方策を検討し、その留意点を「指針」に分かりやすく反映するなど、契約の実務が適切に行える環境を整備し、所管課職員の発注能力の向上に積極的な役割を果たすよう期待する。

## 5 住民監査請求による監査

住民監査請求の概要及び監査の結果等は、次のとおりです。

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
1	<p>「政務調査費について」 (收受日：平成26年4月28日)</p> <p>区議会議員（大泉議員）の平成24年度分の政務調査費のうち、調査研究費、研修費、資料購入費、事務所費及び人件費の支出は違法・不当であり、同議員に当該不当利得を返還請求するよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>一部棄却、一部却下 (通知日：平成26年6月26日)</p> <p>平成24年分の政務調査費について、請求人が違法・不当と主張する11項目（交付額を超えた収支報告書、領収書、事務所費、人件費、調査研究費、研修費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費及び会派事務所費・人件費の分担）について、項目ごとに検討した結果、違法・不当と認められるものはなかった。</p> <p>なお、違法・不当である理由が具体的に述べられていないもの等については、住民監査請求の要件を欠いているため、監査の対象外（却下）とした。</p> <p><b>[意見・要望]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員自身による自律的な点検の励行と関係書類の提出期限の遵守を徹底し、区議会の自律的なチェック機能の充実・強化を図られたい。</li> <li>制度の運用状況を継続的に検証し、問題の把握と改善に努め、区民の納得と信頼が得られる制度として確立されるよう要望する。</li> </ul>
2	<p>「政務調査費について」 (收受日：平成26年4月30日)</p> <p>区議会議員（24議員）の平成24年度分の政務調査費のうち、事務所費、人件費、調査研究費、研修費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費及び会派事務所費・人件費の支出等は違法・不当であり、同議員に当該不当利得を返還請求するよう区長に勧告することを求める。</p>	
3	<p>「政務調査費について」 (收受日：平成26年4月30日)</p> <p>区議会の会派（公明党）及び議員（公明党議員）の平成24年度分の政務調査費のうち、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費及び事務所費の支出は違法・不当であり、同党及び同議員に当該不当利得を返還請求するよう区長に勧告することを求める。</p>	



	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
4	<p>「政務調査費について」 (收受日：平成26年4月30日)</p> <p>区議会議員（田中議員）の平成24年度分の政務調査費のうち、駐車場使用料、高速道路等通行料、タクシー料、ガソリン給油料及び人件費の支出並びに平成23年度分の政務調査費のうち、明治大学専門職大学院の学費等の支出は違法・不当であり、同議員に当該不当利得を返還請求するよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>一部棄却、一部却下 (通知日：平成26年6月26日)</p> <p>駐車場使用料及びタクシー料については、議員の説明では疑念を払拭するに足るものとはなっていないといわざるを得ないが、領収書が提出されるなど、外形的には、使途基準細目等に基づき適正に処理されていると認められ、違法・不当とまではいうことはできない。</p> <p>なお、違法・不当である理由が具体的に述べられていないものについては、住民監査請求の要件を欠いているため、監査の対象外（却下）とした。</p> <p>また、明治大学専門職大学院の学費等の支出については、一事不再理の法理により、監査の対象外（却下）とした。</p> <p><b>[意見・要望]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費の支出には、議員自身により使途の適正が自律的に確保されることが必要不可欠である。当該議員には、政務調査費の支出に伴う自律と責任についての自覚を求める。</li> <li>区議会では、平成26年度からの使途基準細目に、公共政策大学院等に係る授業料について、支出割合の上限など留意事項を定めたが、履修されなかった場合の取扱いについても検討する必要がある。</li> </ul>
5	<p>「行政委員会の委員等の報酬について」 (收受日：平成26年5月23日)</p> <p>行政委員会の非常勤の委員（非常勤の監査委員を含む。）が死亡した月の報酬については、条例で、日割りを行わず、月額報酬を満額支給する旨定めているが、この条例の規定は違法・無効であるため、死亡日以降月末までの日割り相当額の支給の差止めに必要な措置を区長に対して勧告することを求める。</p>	<p>却下 (通知日：平成26年6月20日)</p> <p>住民監査請求は、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為が「相当の確実さをもって予測される場合」には認められるが、行政委員会の委員等の在職中の死亡という事態は、通常想定されているものではなく、本件月額報酬の支出が「相当の確実さをもって予測される場合」に該当すると認めることはできない。</p> <p>また、現時点では、差止め請求の対象となる公金支出が具体的に予測される程度に特定されているとはいえない。</p> <p>以上のことから、本件請求は、適法な住民監査請求に当たらない。</p>

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
6	<p>「政務活動費について」 (收受日：平成26年9月9日)</p> <p>区議会議員（安斉議員）は、平成25年度分の政務活動費から、事務所家賃、月極駐車場代及び携帯電話代を支出したが、同議員の後援会がその一部を負担しており、政務活動費の支出額のうち、同後援会負担額分の支出は違法・無効であり、同議員に当該不当利得を返還請求するよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>却 下 (通知日：平成26年9月26日)</p> <p>事務所家賃及び月極駐車場代については、請求人が違法・無効とする金額の支出計上が取り消されており、監査請求の対象が存在しなくなった。</p> <p>また、携帯電話代については、議員として負担した金額が不明である以上、全て違法・無効であると主張するのみで、違法・不当であるとする具体的理由等は何ら示されていない。</p> <p>以上のことから、本件請求は、適法な住民監査請求に当たらない。</p>
7	<p>「行政委員会の委員等の報酬について」 (收受日：平成26年10月3日)</p> <p>請求の概要は、5と同じ</p>	<p>却 下 (通知日：平成26年10月20日)</p> <p>判断の要旨は、5と同じ</p>
8	<p>「区議会議員の議員報酬について」 (收受日：平成27年2月12日)</p> <p>区議会議員（大泉議員）の死亡日の翌日以降分の議員報酬については、本人が存命でないから支給する理由はなく、地方自治法第203条の趣旨に反する違法・無効な支出であり、当該支出の差止めに必要な措置を区長及び会計管理者に対して勧告することを求める。</p>	<p>却 下 (通知日：平成27年3月4日)</p> <p>まず、地方自治法第242条第3項に規定する「暫定的な停止勧告」の適否について審査したが、同項の要件を満たしていないものと判断した。</p> <p>その後、本件議員報酬は支出されており、既に請求の対象とされた行為が行われた後においてはもはや差止めに必要な措置を求めることができないことは明らかである。</p> <p>また、本件議員報酬と同額が当該議員の相続人から速やかに区に寄附されていることから、当該寄附は本件議員報酬の支出と牽連性を有するものと認められ、仮に本件支出に違法のおそれがあるとした場合においても、損害は補填されているものと考えられ、区に損害が発生し、又はそのおそれがあるということとはできない。</p> <p>以上のことから、本件請求は、適法な住民監査請求に当たらない。</p>

# 平成26年度 杉並区監査方針

平成26年2月27日

監査委員決定

## 1 監査の基本方針

わが国の経済は、長らく続いたデフレからの脱却の兆しが見え、景気も緩やかに回復しているが、海外経済の下振れリスク、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動などの懸念があり、今後の見通しは、不透明で楽観視できない状況にある。

区は、景気の回復に伴い特別区税や特別区財政交付金などについて一定の増収を見込むとともに、基金と区債をバランス良く活用して、「安全でにぎわいのあるまちづくり」、「福祉の向上で安心を実感」、「次世代支援のさらなる拡充」という3つの視点に重点を置き、平成26年度一般会計の当初予算(案)を編成した。

予算規模は、福祉関連の既定事業の増や消費税増税に伴う臨時福祉給付金給付事業などにより、前年度と比べて3.4%増の1,611億円余となっている。

区は、直面する少子高齢化対策、災害に強いまちづくり、区立施設の再編整備などの課題に的確に対応するために、いっそう計画的・効率的な行政執行に努め、基本構想の実現の取組と持続可能な財政運営を両立させていくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、今年度の監査は、公正かつ効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に効果的に実施する。

- (1) 事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

## 2 各監査の方針

各監査は次の各方針により実施する。実施に当たっては、各監査の実施計画を別途定める。

### (1) 定期監査

平成25年度及び平成26年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

実施に当たっては、重点事項を設定する。

対象は、庁内全部局及び事務執行の状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

### (2) 工事監査

工事規模等を勘案して抽出した平成26年度執行の工事について、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工程が適法かつ適正に行われているかに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については外部の専門機関に技術調査を委託する。

### (3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し、その事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているかに主眼を置き実施する。

なお、テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、各部の取組状況、現在の社会情勢等を十分に考慮する。

### (4) 財政援助団体等監査

平成25年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的等を勘案して対象を抽出し、以下の観点に主眼を置き実施する。

#### (ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規程に沿って適切かつ効果的に執行されているか等の観点から監査する。

#### (イ) 出資団体監査

区が出資等を行っている出資団体について、出資等の目的や約款等に沿って、事業運営や会計経理が適切に執行されているか等の観点から監査する。

#### (ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているか等の観点から監査する。

あわせて、所管部局に対しては、補助金交付規定等の整備、補助金等の交付手続及び指定管理者の指定手続が適正か、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

### (5) 決算等審査

区長からの付託を受け、平成25年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況について、以下の観点に主眼を置き実施する。

#### (ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

#### (イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

### (6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、健全化判断比率及び算定の基礎となる附属資料は適正かに主眼を置き実施する。

### (7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に関わる記録、証拠書類等から毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証書類の保管が適切にされているかに主眼を置き実施する。あわせて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

### (8) 随時監査

財務に関する事務の執行等に誤謬や不正が発生する恐れがある場合又は新たな検証を要する場合に、当該事務等について合规性、経済性、効率性、有効性等の観点に留意して実施する。

### (9) 住民監査請求による監査等

住民の請求、区長や議会の要求による監査は、請求等に応じた的確に実施する。

## 3 監査の期間

監査期間は、4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別 及び 対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期監査	政策経営部	■	■	■	■	■								
	総務部・会計管理室		■	■	■	■								
	区民生活部			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	保健福祉部					■	■	■	■	■	■	■	■	■
	都市整備部	■	■	■	■	■	■							
	環境部			■	■	■	■							
	教育委員会事務局 (学校を含む。)								■	■	■	■	■	■
	行政委員会事務局等								■	■	■	■	■	■
工事監査					■	■	■	■	■	■	■	■	■	
行政監査						■	■	■	■	■	■	■	■	
財政援助団体等監査						■	■	■	■	■	■	■	■	
決算・健全化判断比率等審査				■	■									
例月出納検査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

※随時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求等に応じて実施する。

※例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。

## 平成 26 年度監査に関与した監査委員

(平成 27 年 5 月 13 日現在)

区 分	氏 名	在任期間
監査委員	小 林 英 雄	平成 2 3 年 6 月 2 9 日から
	岩 崎 英 司	平成 2 4 年 6 月 2 9 日から
	小 泉 靖 男	平成 2 5 年 6 月 1 4 日から 平成 2 7 年 4 月 3 0 日まで (※平成 2 7 年 5 月 1 日以降 監査委員職務執行者)
	河 津 利 恵 子	平成 2 6 年 6 月 1 4 日から 平成 2 7 年 4 月 3 0 日まで (※平成 2 7 年 5 月 1 日以降 監査委員職務執行者)
前監査委員	小 川 宗 次 郎	平成 2 5 年 6 月 1 4 日から 平成 2 6 年 6 月 1 3 日まで

すぎなみの監査 ～平成26年度 監査実施結果の概要～

平成27年5月

杉並区監査委員事務局

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (3312) 2111 (代)